

# 熊本県森林審議会 会議次第

日時 令和5年（2023年）11月28日（火）

14:30～16:30

場所 熊本県庁本館5階 審議会室

1 開 会

2 農林水産部長挨拶

3 会長選出について

4 会長挨拶

5 森林保全部会委員の選任について

6 議 事

（1）諮問事項

ア 緑川地域森林計画（案）について

イ 地域森林計画変更計画（案）について

（白川・菊池川、球磨川及び天草森林計画区の地域森林計画）

（2）報告事項

森林保全部会の審議結果について

7 閉 会

# 熊本県森林審議会委員名簿

任期：令和5年（2023年）10月19日から令和7年（2025年）10月18日まで

五十音順

区分	氏名	ふりがな	職業等
国の機関	池田 秀明	いけだ ひであき	九州森林管理局計画保全部長
金融機関	井上 訓行	いのうえ のりゆき	日本政策金融公庫熊本支店 支店長兼農林水産事業統轄
市町村	木下 丈二	きのした じょうじ	五木村長
県民代表	坂本 陽子	さかもと ようこ	NPO法人熊本消費者協会
大学関係	副島 顕子	そえじま あきこ	熊本大学大学院先端科学研究部 理学専攻生物科学 教授
林業関係団体（川下）	高見 睦代	たかみ むつよ	長迫木材有限会社 代表取締役
試験研究機関	塔村 真一郎	とうむら しんいちろう	国立研究開発法人 森林研究・整備機構 森林総合研究所 九州支所長
林業関係	野中 優佳	のなか ゆか	株式会社ゆうき 代表取締役 林業家・県林研グループ女性部代表
林業関係団体（川上）	三原 義之	みはら よしゆき	熊本県森林組合連合会 代表理事専務
建築関係	森本 はるか	もりもと はるか	公益社団法人熊本県建築士会女性部

# 森林計画制度の概要

令和5年度（2023年度）

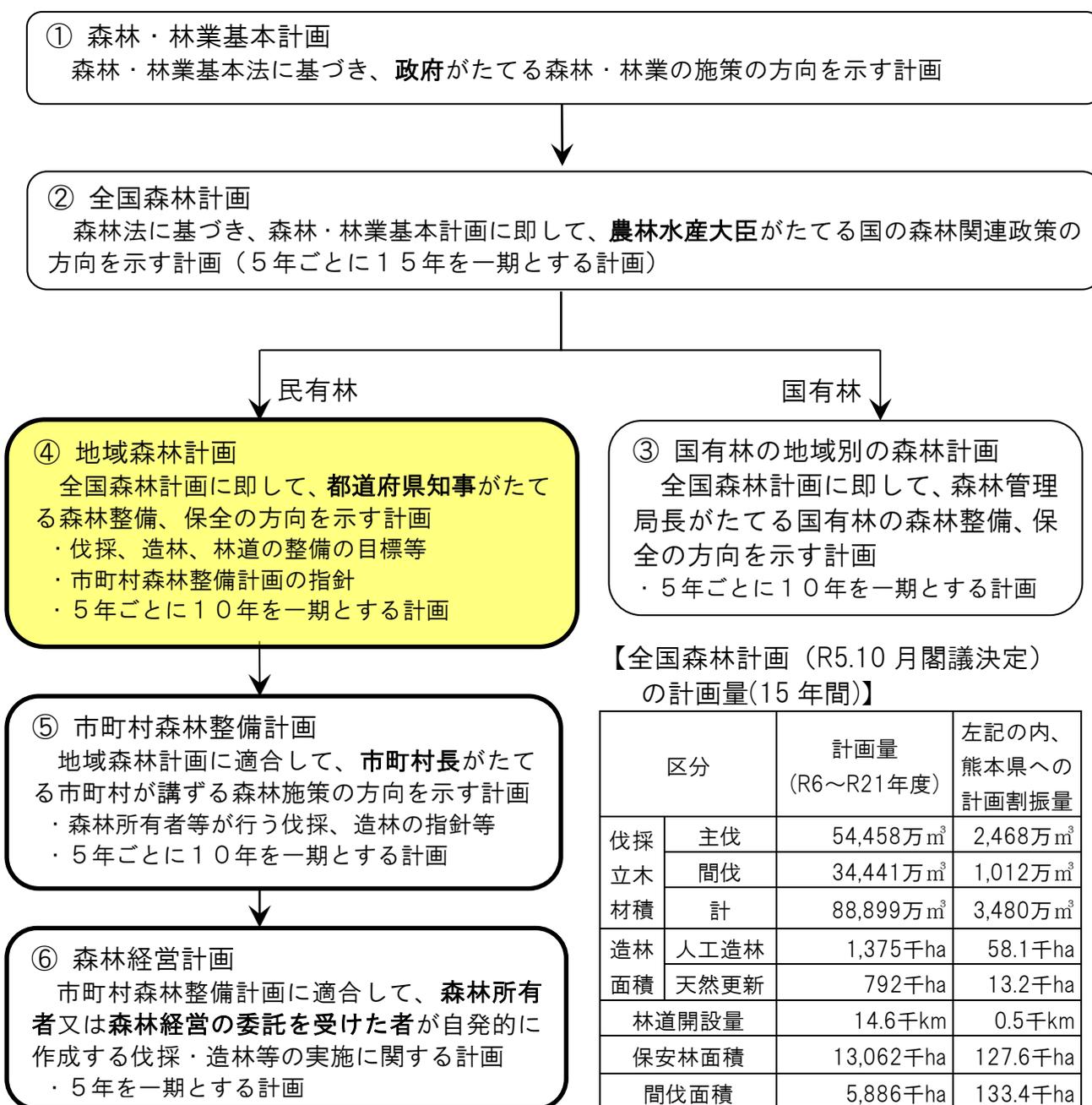
熊本県農林水産部森林局森林整備課

# 森林計画制度の概要

## 1 森林計画制度の体系

無秩序な森林の伐採や開発は、森林の荒廃を招き、山崩れや風水害による災害を発生させる原因となり、また無計画な伐採は森林資源を減少させ、林産物供給の面でも大きな混乱をきたすおそれがあります。しかも、森林の造成には長期の年月を要することから、一旦このような状態になってから森林の機能の回復を図ることは容易でなく、国民経済に大きな影響を及ぼします。

そのため、長期的な視点に立った計画的かつ適切な森林の取扱いを推進することが必要であることから、森林法において森林計画制度を定めています。



## 2 地域森林計画

都道府県知事が「全国森林計画」に即して、森林計画区別（熊本県は4計画区）に、その森林計画区に係る民有林につき、5年ごとに10年を一期としてたてる計画であり、地域の特性に応じた森林整備及び保全の目標等を明らかにするとともに、「市町村森林整備計画」の指針となるものです。

主な計画事項は、森林の整備及び保全に関する基本的な事項、森林の立木竹の伐採に関する事項、造林に関する事項、間伐及び保育に関する事項、公益的機能別施業森林等の整備に関する事項、林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項、森林施業の合理化に関する事項、森林の保全に関する事項です。

### 【森林法】

（地域森林計画）

第五条 都道府県知事は、全国森林計画に即して、森林計画区別に、その森林計画区に係る民有林（その自然的経済的社会的諸条件及びその周辺の地域における土地の利用の動向からみて、森林として利用することが相当でないと認められる民有林を除く。）につき、五年ごとに、その計画をたてる年の翌年四月一日以降十年を一期とする地域森林計画をたてなければならない。

2 地域森林計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 その対象とする森林の区域
- 二 森林の有する機能別の森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
- 三 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
- 四 造林面積その他造林に関する事項
- 五 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項
- 六 公益的機能別施業森林の区域（以下「公益的機能別施業森林区域」という。）の基準その他公益的機能別施業森林の整備に関する事項
- 七 林道の開設及び改良に関する計画、搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法その他林産物の搬出に関する事項
- 八 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 九 鳥獣害を防止するための措置を実施すべき森林の区域（以下「鳥獣害防止森林区域」という。）の基準その他の鳥獣害の防止に関する事項
- 十 森林病虫害の駆除及び予防その他の森林の保護に関する事項（前号に掲げる事項を除く。）
- 十一 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に関する事項
- 十二 保安林の整備、第四十一条の保安施設事業に関する計画その他保安施設に関する事項

3 地域森林計画においては、前項各号に掲げる事項のほか、森林の整備及び保全のために必要な事項を定めるよう努めるものとする。

4 第四条第三項の規定は、地域森林計画に準用する。

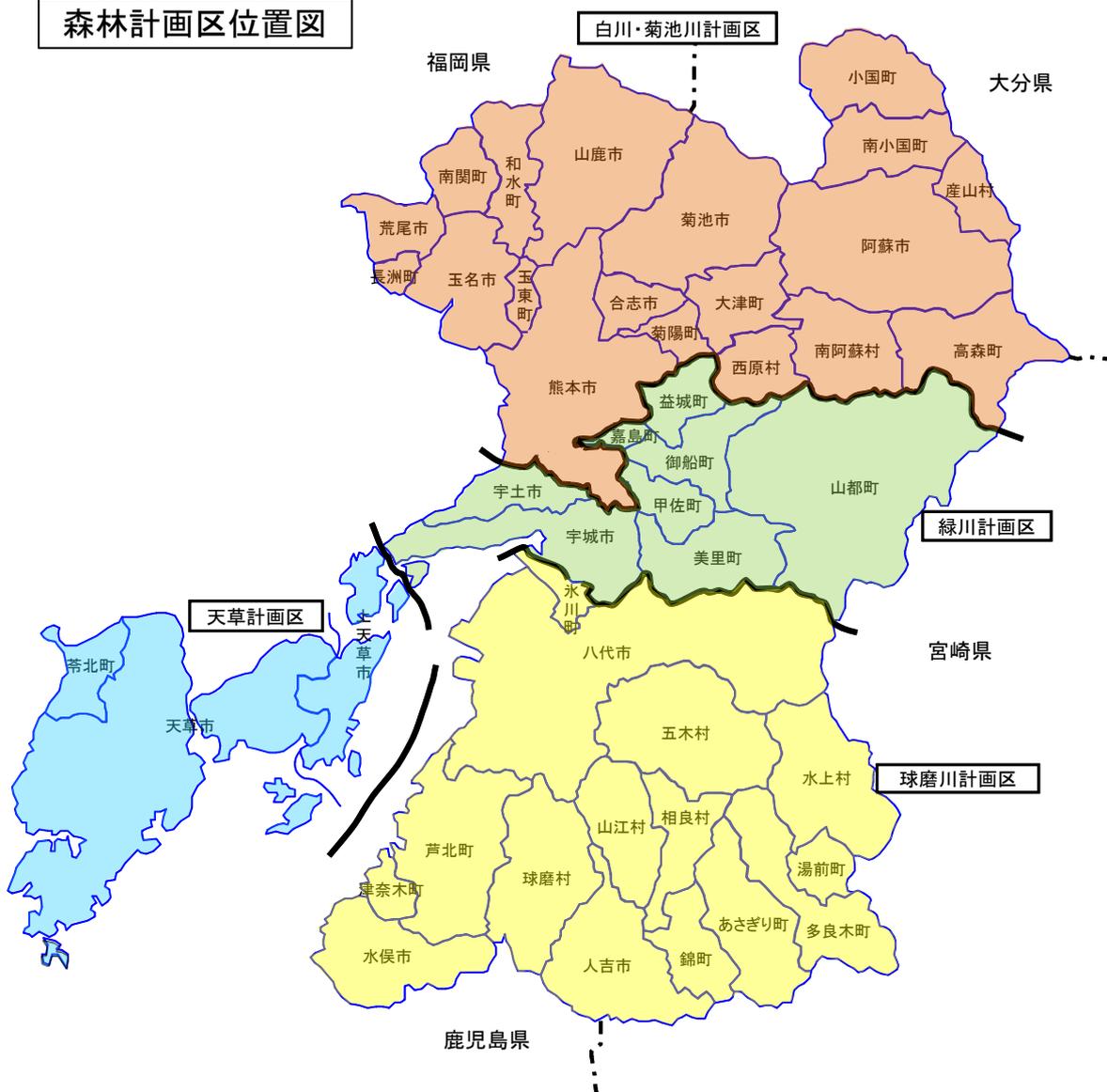
5 都道府県知事は、森林の現況、経済事情等に変動があつたため必要と認めるときは、地域森林計画を変更することができる。

### 3 熊本県における森林計画区の概要

計画区	対象地域	計画対象民有林面積(ha) (R6.4.1)	計画期間 (年度)	計画策定年度					
				R1	R2	R3	R4	R5	R6
白川・菊池川	熊本、玉名、鹿本、菊池、阿蘇	114,138.59	R2～R11	●	□	◇	□	□	●
緑川	宇城、上益城	54,570.62	R6～R15	□	□	◇	□	●	□
球磨川	八代、芦北、球磨	170,494.13	R5～R14	□	□	◇	●	□	□
天草	天草	56,860.15	R3～R12	□	●	◇	□	□	□
計		396,063.49							

●樹立    ◇一斉変更    □変更（必要に応じて変更）

森林計画区位置図





# 緑川森林計画区の概況

## —計画の大綱—

熊本県森林審議会

令和5年11月28日

# 熊本県の森林・林業の現況

- 森林面積は、県土面積の62%にあたる46万ha
- 民有林は、比較的**人工林が多い**のが特徴  
スギ人工林面積は**全国第2位**
- 林業産出額 (R1) は**全国第4位**
- 素材 (丸太) 生産量は**全国第7位(R3)**と全国でも有数の林業県  
**スギ 第6位**  
**ヒノキ 第4位**

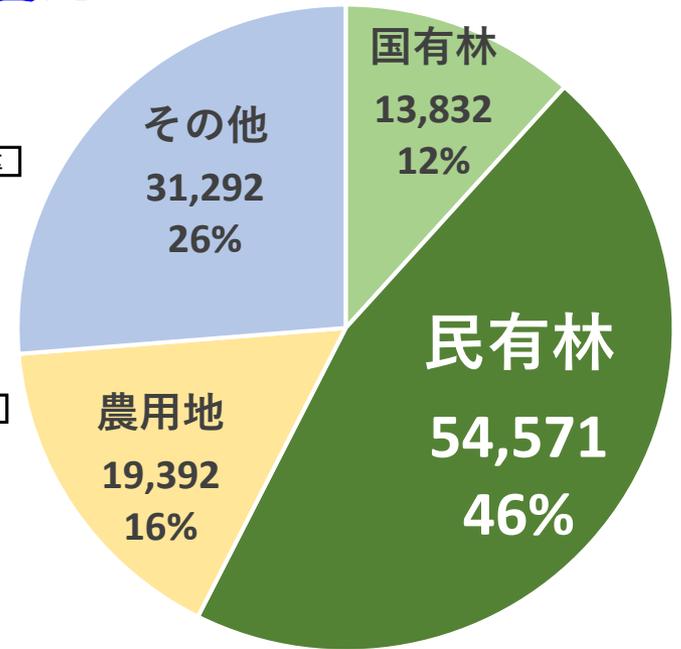
区分		単位	全国	九州・沖縄	熊本	全国に対する熊本の順位
森林面積	(R4)	万ha	2,502	277	<b>46</b>	18
民有林面積	( " )	"	1,737	223	39	18
民有林人工林面積	( " )	"	783	223	24	7
民有林人工林率	( " )	%	<b>45</b>	52	<b>61</b>	9
木材生産産出額	(R3)	千万円	26,655	8,251	1,684	<b>4</b>
民有林人工造林面積	(R3)	ha	23,015	6,025	1,192	3
うちスギ人工造林面積	( " )	"	8,207	4,958	908	2
うちヒノキ人工造林面積	( " )	"	2,230	392	182	3
国産材素材生産量	(R3)	千m <sup>3</sup>	22,082	5,392	957	<b>7</b>
うちスギ素材生産量	( " )	"	13,238	4,464	720	6
うちヒノキ素材生産量	( " )	"	2,971	768	215	<b>4</b>
製材用素材生産量	( " )	"	12,937	4,331	744	4

# 土地利用の現況

森林計画区位置図



緑川計画区の土地利用  
(総面積119,087ha)



# 産業の概要（林業生産額の現況）

## 産業別生産額

【緑川計画区 令和2年度】

第1次産業  
26,608  
4%

第2次産業  
266,544  
39%

第3次産業  
385,150  
57%

単位 生産額：百万円  
構成比：%



木材の搬出

## 林業生産額

【熊本県 令和2年度】

天草  
1,188  
13%

白川・菊池川  
3,058  
33%

球磨川  
3,750  
40%

緑川  
1,261  
14%

単位 生産額：百万円  
構成比：%



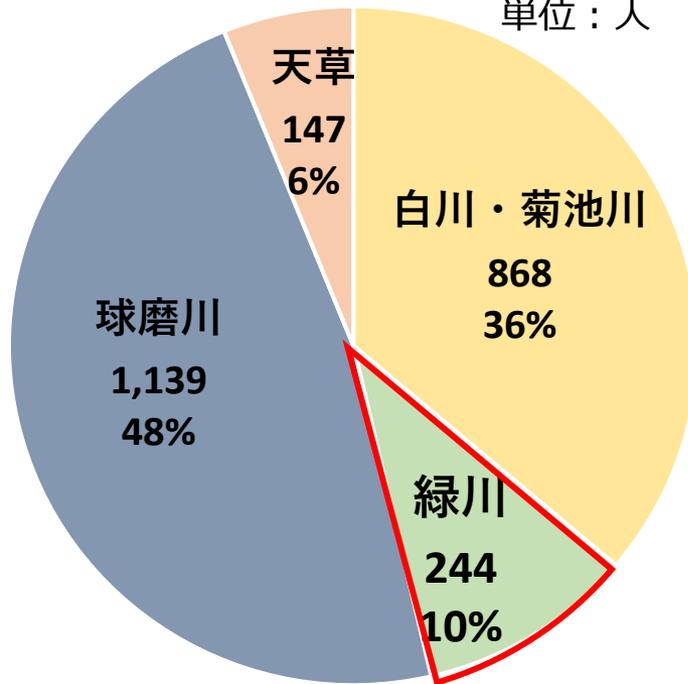
素材市場  
(上益城木材事業協同組合)

# 産業の概要（林業就業者数の現況）

## 林業就業者数（全県）

○総人数2,398人 【R2国勢調査】

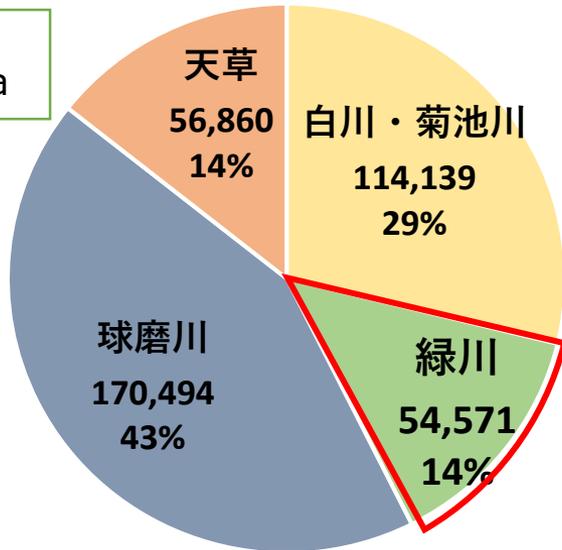
単位：人



# 民有林の概要（森林資源の現況）

## 計画区別民有林面積（R6.4.1時点）

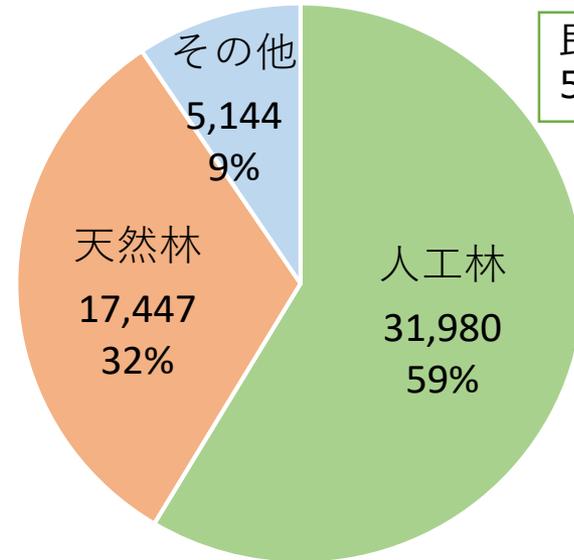
総数  
396,063ha



単位  
面積：ha  
構成比：%

## 民有林の林種別構成（緑川計画区）

民有林面積  
54,571ha



単位  
面積：ha  
構成比：%

- 人工林率は  
全県 61%  
緑川 59%

- その他のうち  
竹林の面積は2,935ha  
県の竹林面積の30%を  
占める



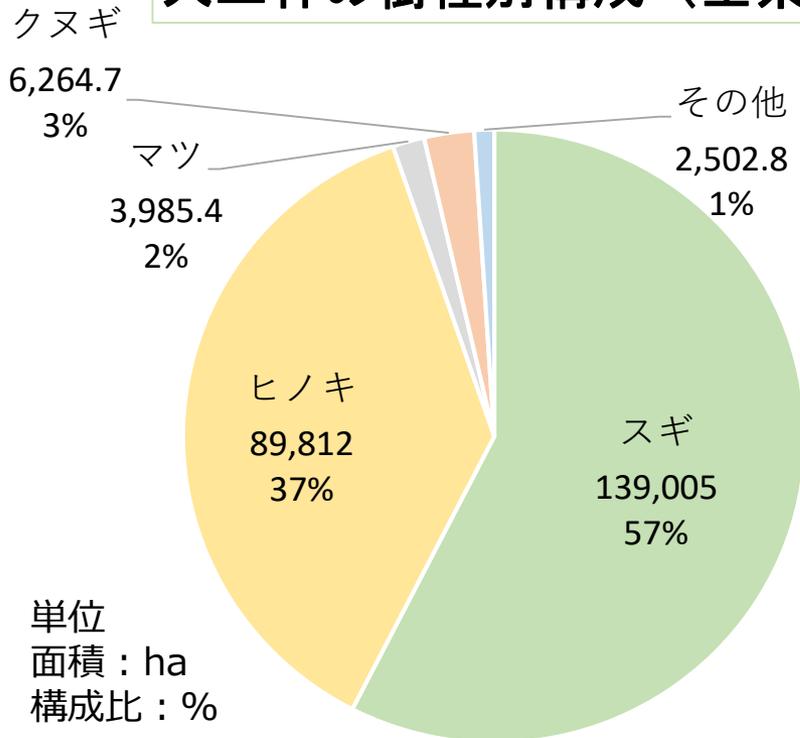
天然林  
黒峰（山都町）の紅葉



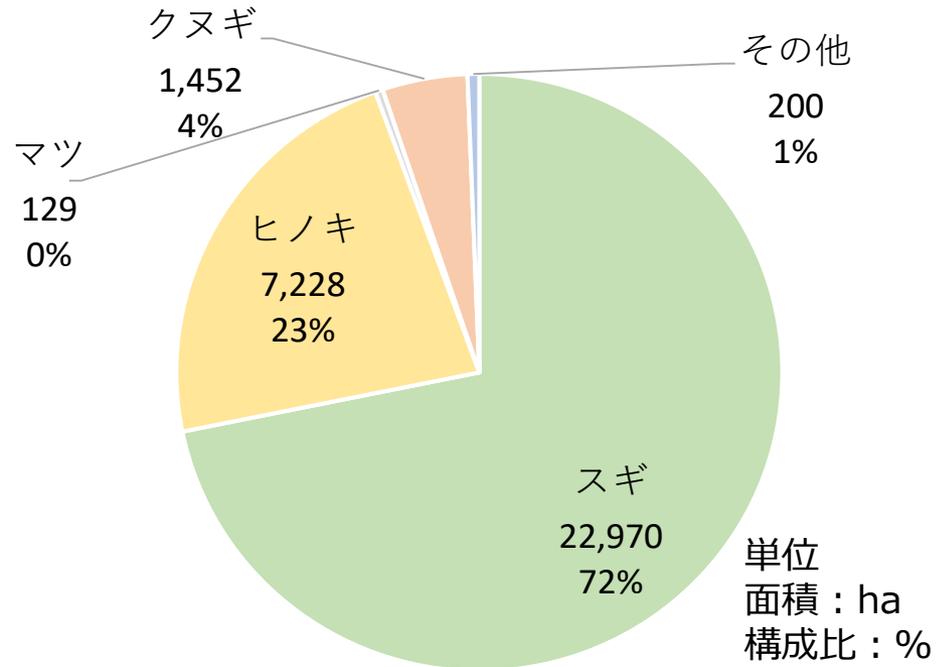
人工林（山都町）

# 民有林の概要（人工林の樹種別構成）

## 人工林の樹種別構成（全県）



## 人工林の樹種別構成（緑川計画区）



○緑川計画区は、スギ林の占める割合が高い

**全県57%**  
**緑川72%**

シヤカインの苗→

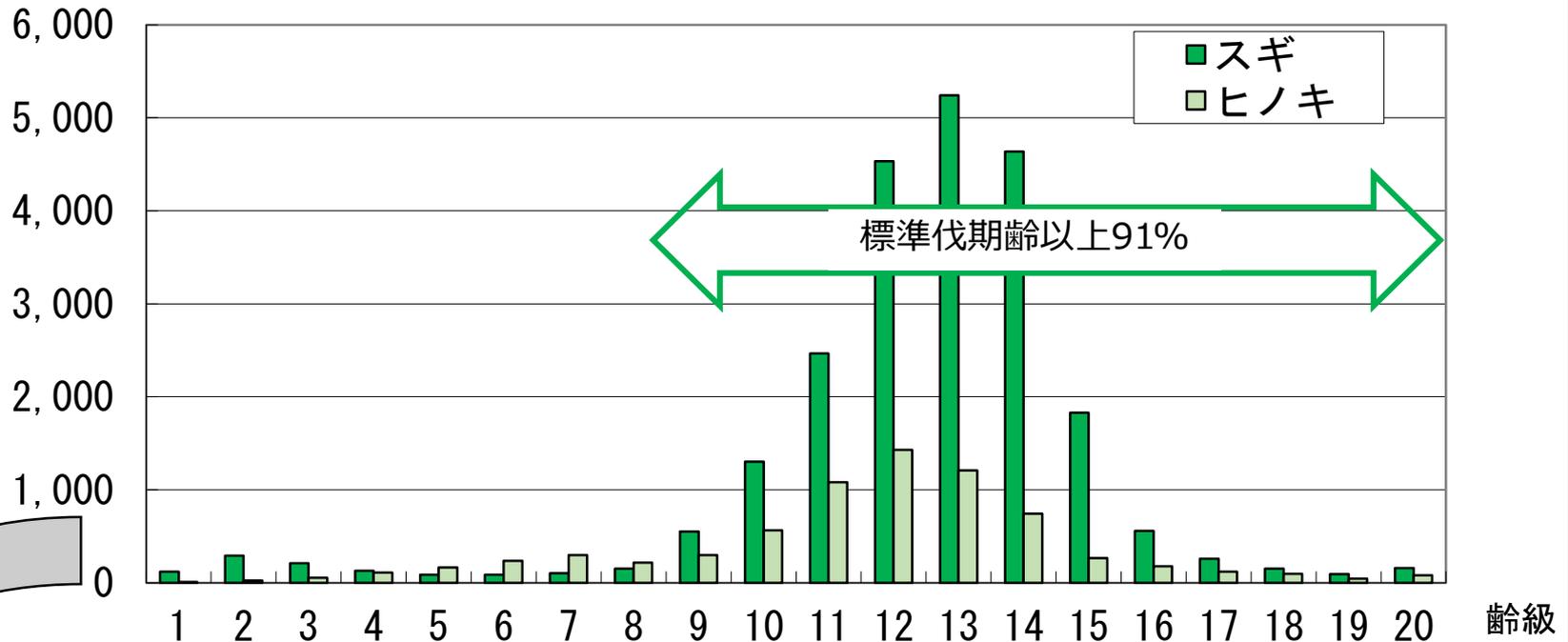


# 民有林の概要（スギ・ヒノキの齢級別構成）

## 〔現状〕

- 人工林の齢級構成は、スギは13齢級、ヒノキは12齢級をピークとする分布
- 主伐可能な標準伐期齢以上の面積は、人工林の91%を占め、人工林資源が成熟化

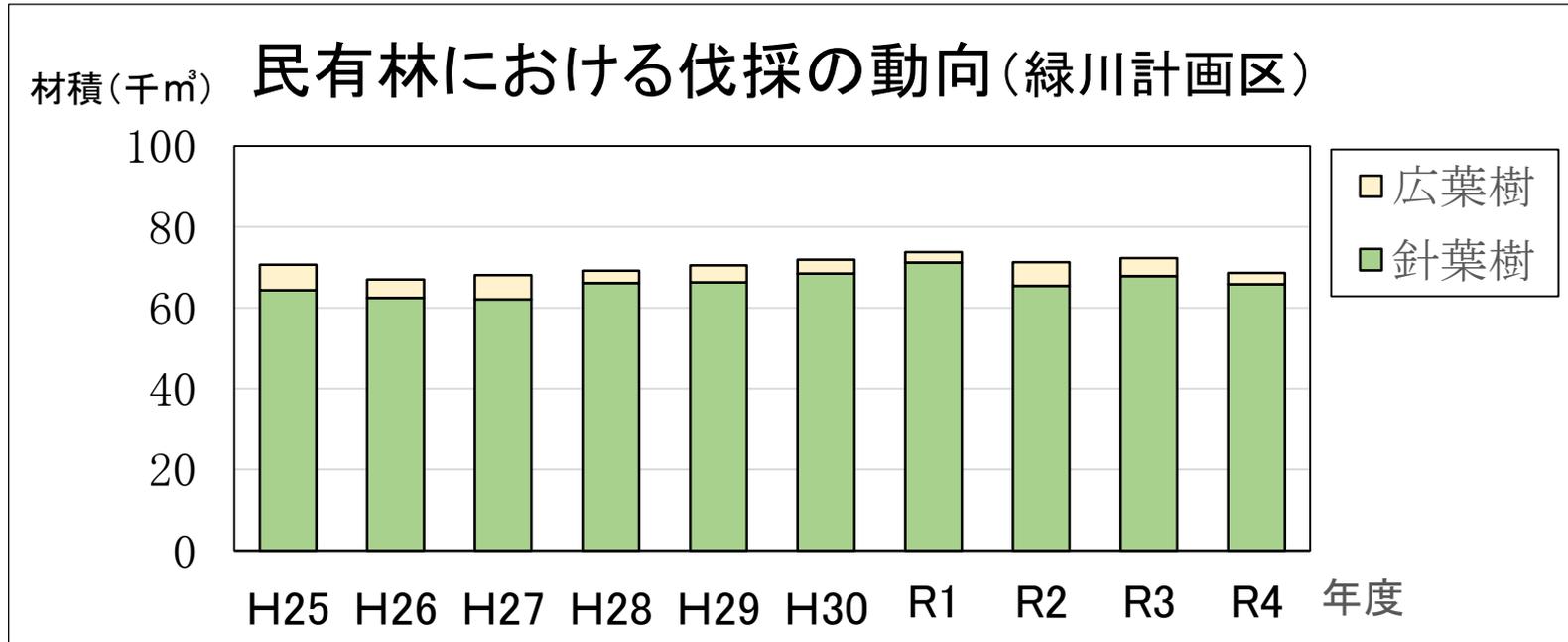
面積 (ha) 人工林(スギ、ヒノキ) 齢級別面積構成 (緑川計画区)



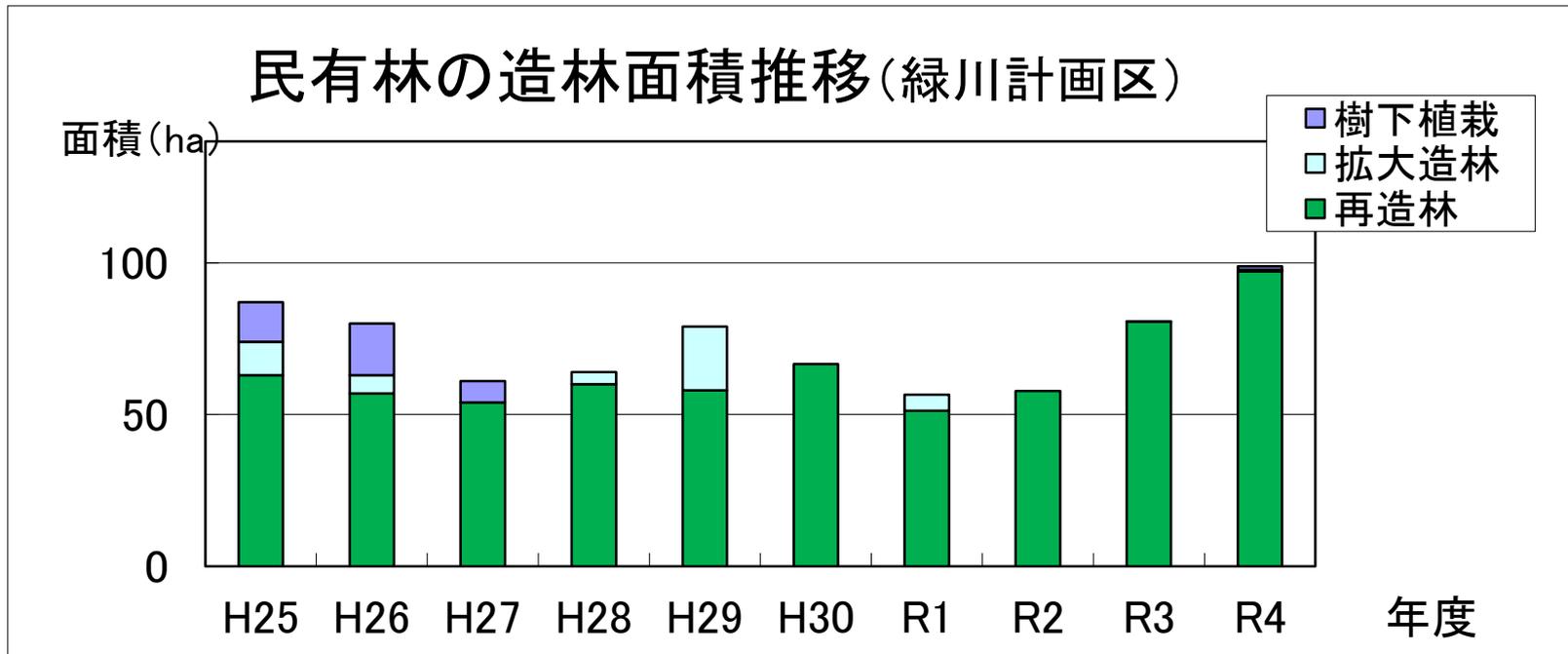
◎ 森林資源の循環利用の促進

◎ 『伐って・使って・植えて・育てる』サイクルの確立

# 伐採の動向



# 造林面積の推移



# 基盤整備の状況

○ 既設林道 95路線  
既設延長 245km

○ 林道密度  
全県 5.8m/ha  
緑川計画区5.0m/ha

○ 作業路 2,139路線  
総延長 1,052km

※令和4年度末



作業路の開設状況（美里町）



清和矢部線（山都町）

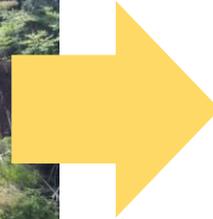


洞岳線（美里町）

# 治山事業の計画・実施状況



地震により山腹崩壊が発生し  
町道に土石が堆積した状況



復旧状況（山腹工）



谷止工・流路工



落石防止工

# 木材の流通・加工

- 素材市売市場 2か所  
(取扱量 103千 $m^3$ )
- 製材工場 20工場  
(生産量 66千 $m^3$  県全体の16%)
- チップ工場 5工場  
(生産量 57千 $m^3$  県全体の9%)

※令和4年度末



製材機



製材工場 (山都町)

# (参考) 地域産材の活用



熊本空港 (益城町)



木製品贈呈



嘉島西小学校 (嘉島町)

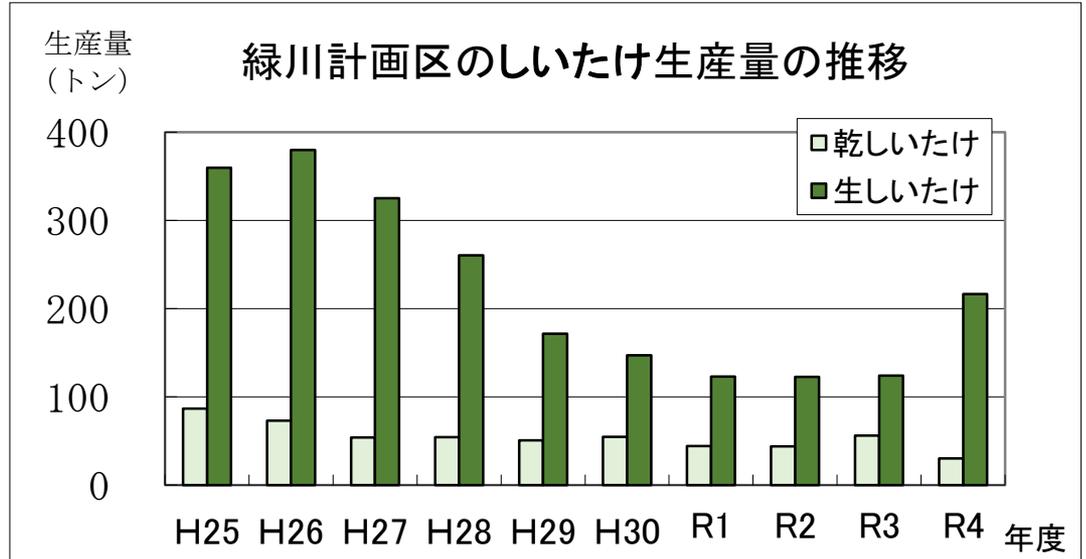


道の駅通潤橋の木製ベンチ

# 特用林産物の生産



しいたけDX

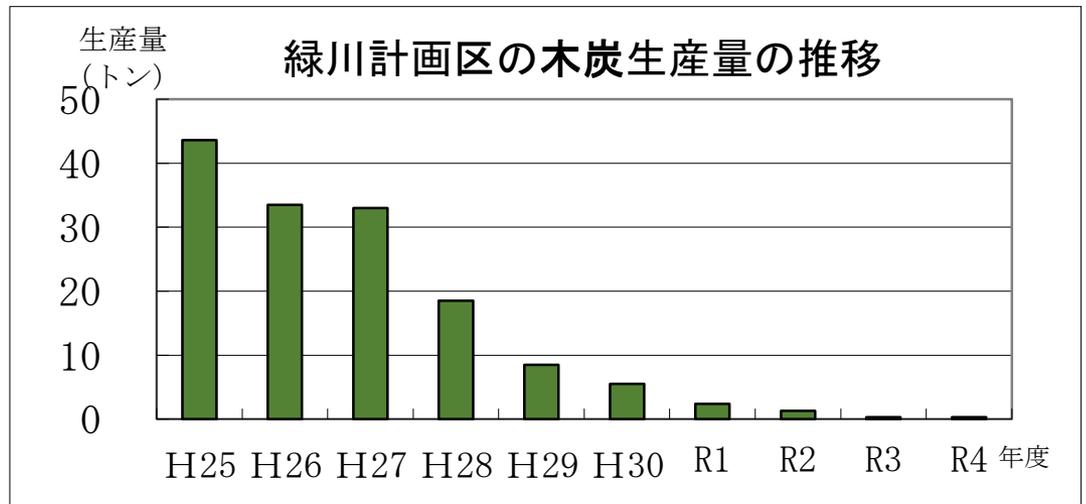


○ 乾しいたけ生産量 30.4トン  
(県全体の**15%**の生産量)

○ 生しいたけ生産量 216.8トン  
(県全体の**37%**の生産量)

○ 木炭生産量 0.3トン  
(生産量は減少傾向)

※令和4年度



# (参考) 宇城地域の取り組み

## 早生樹 (センダン) の植栽面積拡大



# (参考) 上益城地域の取り組み

## 林業事業体との連携強化

年間を通じた安全パトロールの実施

令和4年度実施件数 13件

(熊本市・宇城管内含む)



## 林業担い手対策 ～矢部高校～

○伐木プロフェッショナル  
魅力発信事業の実施

○普及員によるチェーンソー  
研修の実施



# 全国森林計画（令和5年10月策定）

## ○全国森林計画の計画量

広域的な流域（44流域）ごとに

森林整備及び保全の目標、伐採立木材積、造林面積等の計画量について、**森林・林業基本計画**（令和3年6月閣議決定）に示されている目標等の考え方と最新の森林資源の現況を踏まえ、新たな計画期間に応じた計画量を算定されました。

区 分		計画量	年平均	(参考) 実績 2019~2021年平均
伐採立木材積 (万m <sup>3</sup> )	総数	88,899	5927	4897
	主伐	54,458	3631	3122
	間伐	34,441	2296	1775
間伐面積 (参考) (千ha)		5,886	392	362
造林面積 (千ha)	人工造林	1,375	92	34
	天然更新	792	53	56
林道開設量 (千km)		14.6	—	—

注) 計画期間（令和6年4月1日～令和21年3月31日）の総量

# 全国森林計画（令和5年10月策定）

## ○計画の概要：盛土等の安全対策の適切な実施

### ● 宅地造成等規制法の一部を改正する法律案

#### 背景・必要性

##### 盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生  
→ **甚大な人的・物的被害**（令和3年7月）
- 盛土の総点検において、点検が必要な箇所は約3.6万箇所（11月末暫定集計）。

##### 現行制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制  
→ 各法律の目的の限界等から、**盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在**  
（一部の地方公共団体では条例を制定して対応）

**危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制する法制度が必要**

※ 全国知事会等からも法制化による全国統一の基準・規制を設けることについて要望あり



死者・行方不明者27名、家屋被害128棟

R3.7 静岡県熱海市



H21.7 広島県東広島市

R3.6 千葉県多古町



廃棄された土石の崩落  
死者1名、重傷者1名、家屋被害1棟



廃棄された土石の崩落  
軽傷者1名、県道通行止め

#### 法案の概要

- 盛土等による災害から国民の生命・身体を守るため、「**宅地造成等規制法**」を法律名・目的も含めて**抜本的に改正し、土地の用途（宅地、森林、農地等）にかかわらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制**

※ 法律名を「宅地造成及び特定盛土等規制法」に改正。通称“盛土規制法”

※ 国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応

**国土交通大臣及び農林水産大臣は、盛土等に伴う災害の防止に関する基本方針を策定**

# 全国森林計画（令和5年10月策定）

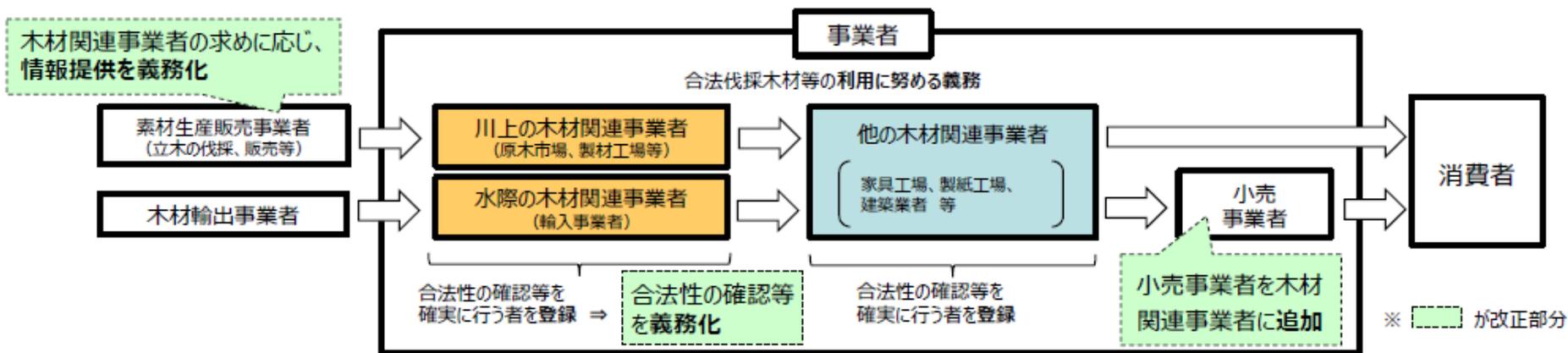
## ○計画の概要：木材合法性確認の取組強化

合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律の一部が改正（R5.5.8公布）

### 1. 背景

- ・ 違法伐採は森林の有する多面的機能に影響を及ぼす恐れ  
（違法伐採された木材の流通は木材市場の公正な取引を害する恐れ）
- ・ 合法性が確認された木材は、約4割程度 → 更なる取組が必要

### 2. 法律の概要



# 全国森林計画（令和5年10月策定）

## ○計画の概要：花粉発生源対策の加速化

花粉発生源となるスギの人工林について、「伐って、使って、植えて、育てる」といった森林資源の循環利用を推進し、花粉の少ない多様で健全な森林へ転換していきます。

### 伐って利用します

花粉を飛散させるスギ人工林等を伐採・利用します。

住宅に加えて、公共施設や商業施設の木造化等にスギ材を利用することにより、花粉を飛散させるスギ人工林の伐採を進めます。



伐採された木材の利用拡大



花粉発生源である立木の伐倒・搬出

### 植え替えます

花粉の少ない苗木等による植替や広葉樹の導入を進めます。

花粉の少ない苗木の生産増大に取り組み、スギの伐採跡地への植栽を促進します。また、条件不利地においては、伐採後の広葉樹の導入等を進めます。

花粉の少ない苗木等の生産体制を増強



### 出させません

スギ花粉の発生を抑える技術の実用化を図ります。

スギ花粉の飛散防止剤の開発・普及等、スギ花粉の発生を抑え飛散させない技術の実用化を図ります。



花粉飛散防止剤により枯死した雄花



# 全国森林計画 (令和5年10月策定)

## ○計画の概要：林業労働力の確保の促進

### ○ 再造林の推進、「新しい林業」の実現に向けた人材の確保・育成

森林を将来にわたり適切に整備・保全していくため、特に再造林・保育を担う労働者の確保に向けた取組を強化、「新しい林業」の実現に必要な造林やICT等の知識や技術、技能を持つ人材の確保・育成

#### ■ 作業種別林業従事者数の推移



資料：総務省「国勢調査」  
注：伐木従事者等には「その他林業」を含む。

#### ■ 「新しい林業」イメージ

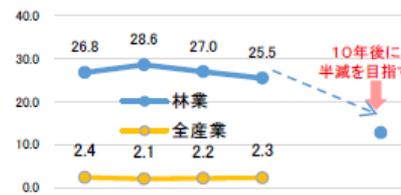


再造林を担う従事者等の確保  
「新しい林業」の実現に向けた人材の育成

### ○ 林業労働安全対策の強化

極めて高い労働災害の発生状況の改善に向けた、伐木作業や小規模経営体の安全対策強化、高性能林業機械等の導入・開発促進

#### ■ 森林・林業基本計画における死傷年千人率の目標



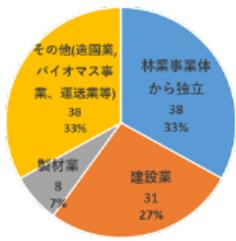
資料：厚生労働省「業務別死傷年千人率」  
注：死傷年千人率は、労働者1000人あたり1年間に発生する労働災害による死傷者数(休業4日以上)を示したもの

全産業の10倍を超える災害発生状況の改善

### ○ 地域課題に応じた新規参入等多様な担い手の確保

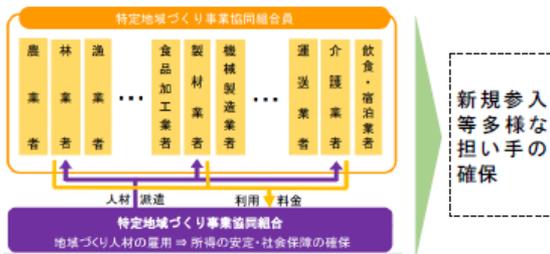
地域の実態に応じた林業への新規参入や起業、自伐型林業、特定地域づくり事業協同組合、地域間の労働力のマッチング等の林業労働の裾野拡大にもつなげる取組を推進

#### ■ 多様な新規参入の形態 (参入前の職種)



資料：林野庁業務資料  
注：直近3～5年程の間に新規参入した経営体で、都道府県において把握されたもの

#### ■ 特定地域づくり事業協同組合による林業への就業

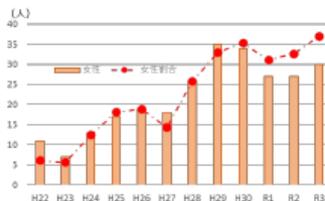


新規参入等多様な担い手の確保

### ○ 女性の活躍・定着、外国人材の受入れ

女性の活躍・定着に向けた交流機会の創出、職場環境改善の促進、外国人材の受入れに向けた技能実習2号追加、特定技能制度への林業分野の追加の検討

#### ■ 「緑の雇用」事業における女性新規就業者の推移



資料：林野庁業務資料  
注：「緑の雇用」事業におけるFW研修1年目の修了者数を基に作成

#### ■ 外国人労働者数の推移



資料：厚生労働省「外国人雇用状況の届出状況」(各注：日本標準産業分類「中分類林業」に分類される事

女性の活躍・定着の促進  
外国人材の受入れ

## 緑川地域森林計画(案)の概要

令和5年度（2023年度）

熊本県農林水産部森林局森林整備課

# 緑川地域森林計画(案)の概要

## 地域森林計画で定める事項

### I 計画の大綱

- 1 森林計画区の概況
- 2 前計画の実行結果の概要及びその評価
- 3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

### II 計画事項

- 第1 計画の対象とする森林の区域
- 第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項
  - 2 その他必要な事項
- 第3 森林の整備に関する事項
  - 1 森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）
  - 2 造林に関する事項
  - 3 間伐及び保育に関する事項
  - 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項
  - 5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項
  - 6 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化に関する事項
- 第4 森林の保全に関する事項
  - 1 森林の土地の保全に関する事項
  - 2 保安施設に関する事項
  - 3 鳥獣害の防止に関する事項
  - 4 森林病虫害の駆除及びその他の森林の保護に関する事項
- 第5 保健機能森林の区域の基準その他保健機能森林の整備に関する事項
- 第6 計画量等
  - 1 間伐立木材積その他の伐採立木材積
  - 2 間伐面積
  - 3 人工造林及び天然更新別の造林面積
  - 4 林道の開発及び治山事業に関する計画
  - 5 保安林の整備及び治山事業に関する計画
- 第7 その他必要な事項
  - 1 保安林その他制限林の施業方法

# I 計画の大綱 →資料2 ※スライドにて

## II 計画事項

### 1 地域森林計画対象森林の面積について

- ・「第1 計画の対象とする森林の区域」(計画書P23)

造林事業申請や林地開発許可等に関する資料並びに空中写真による経年変化の把握、併せて必要に応じて現地調査を行うなど、森林資源の現況把握及び森林の区域を特定しています。

地域森林計画対象森林の面積

計画区	前計画	今回計画	増減	増減理由
緑川	54,608ha	54,571ha	37ha減	林地開発等による森林以外への転用等による減 ※森林クラウドシステムの面積再計算による増減を含む

## 2 花粉症対策の加速化について

- ・「第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項」
- ・「第3 森林の整備に関する事項」 (計画書P24～31)

### ①前計画からの変更点

全国森林計画での花粉症対策の加速化に対する考え方を踏まえて花粉の少ない多様で健全な森林への転換等の促進について以下(朱書き)のとおり加筆しています。

#### 計画書 P24

##### (1) 森林の整備及び保全の目標

森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、森林資源の状況、自然的・経済的条件、社会的要請及び地域の特性を総合的に勘案し、併存する機能の発揮に配慮しつつ、それぞれの森林の有する機能ごとに、その「機能発揮の上から望ましい森林資源の姿」を表Ⅱ-2のとおり定める。

なお、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない多様で健全な森林への転換等を促進していく。

#### 計画書 P29

##### ア 立木竹の伐採(主伐) (略)

また、本格的な利用期を迎えた人工林の主伐・再造林の増加が見込まれること等を踏まえ、花粉発生源となる、スギ人工林等の伐採を進めるとともに、花粉の少ないスギ苗木の生産や植栽、広葉樹の導入による針広混交の育成複層林等への誘導等により、花粉の少ない森林への転換を図る。

#### 計画書 P31

##### 2 造林に関する事項

(市町村森林整備計画において定める事項の指針)

市町村森林整備計画の策定に当たっては、第2の1の「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」及び第6の造林面積(表Ⅱ-14)を踏まえ、次の事項を指針として、市町内の気候、地形、土壌等の自然的条件、森林資源の構成、森林に対する社会的要請、施業制限の有無、木材の利用状況等を勘案して、造林に関する事項を定めるものとする。

また、花粉症発生源対策の加速化を図るために、花粉の少ない苗木(無花粉苗木、少花粉苗木、低花粉苗木及び特定苗木)の植栽、広葉樹の導入に努める。

### 3 森林整備（伐採、林道開設等）について

- ・「第3 森林の整備に関する事項」（「第6 計画量等」を含む）

#### （1）主伐について

##### ① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10ヵ年：R1～R10年度】における前半5ヵ年【R1～R5年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
主伐立木材積	715千m <sup>3</sup>	370千m <sup>3</sup>	52%

主伐立木材積は370千m<sup>3</sup>（実行率52%）となりました。

主伐の実行率が計画を下回ったのは、木材価格について、ウッドショックによる一時的な高騰があったものの長期的には下落傾向にあることや主伐後の再造林経費が高いこと等から、森林所有者等が林業経営に関心を持ってないこと等が要因と考えられます。

##### ② 今回計画量（計画書P57）

全国森林計画の計画量の見直しに伴い、主伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。

区分	前計画 【R1～R10年度】	今回計画 【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	1,550千m <sup>3</sup>	1,860千m <sup>3</sup>	310千m <sup>3</sup> 増	全国森林計画策定に伴う主伐計画数量の増加によるもの
前半5ヵ年	715千m <sup>3</sup>	878千m <sup>3</sup>	163千m <sup>3</sup> 増	

## (2) 造林について

### ① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10ヵ年：R1～R10年度】における前半5ヵ年R1～R5年度】 実行結果			
項目	計画	実行	実行率
造林面積	1,819 ha	721 ha	40%
人工造林	1,441 ha	351 ha	24%
天然更新	378 ha	370 ha	98%

人工造林及び天然更新による造林面積は、721ha（実行率40%）となりました。

再造林や下刈りなどの作業は機械化が困難で人力に頼らざるを得ない中、これを担う育林従事者の人員が不足していること、また、長期的な林業の収益性の低迷等が要因と考えられます。

再造林の確保に向けて、育林従事者の育成や長期にわたり持続的な林業経営を担う者に経営委託を進めるとともに、一貫作業システムの導入、コンテナ苗の活用及び低密度植栽等による省力化や低コスト化を進めていく必要があります。

### ② 前計画からの変更点（計画書 P44）

コンテナ苗の活用や低密度植栽の導入について、以下（朱書き）のとおりに加筆しています

計画書 P33

#### b 植付けの方法

通常穴植えとし、矩形植栽又は正三角形植栽等、地利・地形に応じて適切な方法を選定することとする。

また、施業の効率性や植栽時期の自由度が高いコンテナ苗の活用や低密度植栽の導入に努める。

### ③ 今回計画量（計画書P57）

人工造林面積及び天然更新面積の計画量を変更しています。

#### 人工造林面積

区分	前計画 【R1～R10年度】	今回計画 【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	3,146ha	4,250ha	1,104ha増	主伐面積の増加によるもの
前半5ヵ年	1,441ha	2,009ha	568ha増	

#### 天然更新面積

区分	前計画 【R1～R10年度】	今回計画 【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	1,104ha	766ha	338ha減	主伐面積の増加分は人工造林による更新とするため
前半5ヵ年	378ha	371ha	7ha減	

### (3) 間伐について

#### ① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10カ年：R1～R10年度】における前半5カ年【R1～R5年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
間伐立木材積	740千m <sup>3</sup>	304千m <sup>3</sup>	41%
間伐面積（参考）	8,215ha	3,618ha	44%

間伐については、間伐面積は3,618ha（実行率44%）であり、間伐立木材積は304千m<sup>3</sup>（実行率41%）となりました。

木材価格が低く、伐採・搬出・運搬の経費に見合わないことや、主伐の増加に伴う従事者不足の影響等が要因と考えられます。森林の所有形態が、零細でかつ分散的な状況にある中、個々の所有者の森林を面的にとりまとめ、一定のまとまりを持って施業を行うことにより、施業の効率化及び低コスト化を図る取組（施業の集約化）を更に推進していく必要があります。

#### ② 今回計画量（計画書P57）

間伐の伐採立木材積の計画量を変更しています。

区分	前計画【R1～R10年度】	今回計画【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	1,350千m <sup>3</sup>	945千m <sup>3</sup>	405千m <sup>3</sup> 減	標準的な間伐実施林齢（14～39年生）林分の減少によるもの
前半5カ年	740千m <sup>3</sup>	510千m <sup>3</sup>	230千m <sup>3</sup> 減	

#### 間伐面積（参考）

区分	前計画【R1～R10年度】	今回計画【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	15,000ha	10,501ha	4,499ha減	標準的な間伐実施林齢（14～39年生）林分の減少によるもの
前半5カ年	8,215ha	5,658ha	2,557ha減	

#### (4) 林道等の開設延長について

##### ① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10ヵ年：R1～R10年度】における前半5ヵ年【R1～R5年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
林道等の開設	22,073 m	4,111 m	19%

※林道及び林業専用道の合計延長（改築延長を含まない）

林道及び林業専用道の開設延長は4,111m（実行率19%）で既設延長245kmとなりました。

路網の整備においては、地形に沿った線形を計画することにより開設費用を抑え、使いやすい道づくりを行いながら開設延長を延ばす必要がある。また、基幹となる林道と林業専用道及び作業道を効果的に組み合わせ、地域の資源状況や作業システムに応じて整備する必要があります。

近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要です。

##### ② 前計画からの変更点（計画書 P44）

災害時の避難路等として期待される林道の役割等について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P44

##### (6) その他必要な事項

公道と連絡し森林と山村及び都市を結ぶなど、路網整備の骨格となる林道については、移動時間の短縮や一般車両の通行に見合った規格・構造となるよう配慮する。

また、育成単層林及び育成複層林の対象地にあつては、林道と継続的な使用に供する森林作業道の適切な組み合わせによる林内路網としての整備を推進する。

なお、道路整備の効果や効率性等を勘案し、総合的な視点での道路ネットワークの形成を図るため、各種道路管理者との連携・調整を行うほか、整備に当たっては、地域の生態系への配慮及び自然環境の保全に留意するものとする。

特に近年、林道はその役割が見直され、頻発する自然災害時の避難や物資輸送路、電線や水道等のインフラ復旧時の通行のための代替路としても期待されていることから、費用対効果はもとより、リダンダンシーの確保にも配慮し、地域の状況に応じた優先順位により整備を進めることが重要である。

##### ③ 今回計画量

林道等の開設の計画量を変更しています。（計画書P57）

区分	前計画 【R1～R10年度】	今回計画 【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	22,698m	20,467m	2,231m減	地域の実情に応じた開設計画へ変更
前半5ヵ年	22,073m	19,842m	2,231m減	

## (5) 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施、森林施業の共同化その他森林施業の合理化について

### ① 前計画からの変更点（計画書P44～）

森林の集約化や林業未経験者を雇用する組織への支援、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ、サプライチェーンの構築、合法木材の流通の促進について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P45～46

### (2) 森林経営管理制度の活用に関する方針

令和元年度（2019年度）から開始された森林経営管理制度においては、森林所有者に対して適切な森林の経営管理への責務を明確化したうえで、森林所有者が森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、林業経営に適した森林は林業経営者に再委託し、再委託できない森林及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施することとなっている。

このため、市町村において森林所有者等に対して経営管理に関する意向調査を進めるとともに、経営管理権集積計画の策定を進める等、当該制度を活用することを通じて森林の適切な管理を図るとともに、森林施業を効率的に実施する。

また、不在村森林所有者や森林を手放したい森林所有者が増加していることから、所有権の移転や森林の共有による集約化により本制度の活用の加速化を図る。

計画書 P46～47

### (2) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

#### イ 林業従事者の養成・確保

本計画区の人工林は成熟化が進み、伐採可能な森林が増加しており、資源の循環利用や造林・保育等の適切な森林施業を推進するうえで、その担い手である林業従事者の養成・確保が不可欠である。

なお、本計画区における林業就業者数は、令和2年（2020年）国勢調査によると1,139人で前回調査（平成27年:1,186人）と比較して47人減少している一方、将来にわたって林業の担い手を確保するためには、新たな林業就業者の確保・定着を図る必要がある。

このため、本県では、「林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）」に基づき平成30年度（2018年度）に策定した「林業労働力の確保の促進に関する基本計画」により、林業労働力の育成確保のための施策や事業主等への指導・支援を推進することとしている。

具体的には、平成31年（2019年）4月の「くまもと林業大学校」の開校を契機に、育成基金及び関係者との連携のもと、林業系高校生やU・J・Iターン者等、林業就業希望者を対象として、就業に必要な技能・技術の習得のための研修や労働安全の研修、林業機械の取扱いから高性能林業機械の操作・メンテナンスまでの研修等各種研修を実施し、優秀な林業従事者の育成に努める。また、女性の活躍や定着、外国人材の適正な受け入れ等に努める。

(4) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

ア 林業機械の導入及び有効活用

本計画区における高性能林業機械の保有台数は、令和4年度（2022年度）末現在で県全体の12%に当たる48台（プロセッサ10台、ハーベスタ5台、フォワーダ28台、スイングヤーダ5台、その他5台）となっており、高性能林業機械による作業の効率化はまだ十分とは言えない。

木材生産性の向上及び労働の軽減を図るため、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入により、非皆伐施業にも対応した機械作業システムの導入を推進し、**高性能林業機械作業の普及・定着**、現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できる林業機械オペレーターの養成等を推進するとともに、機械作業に必要な路網・作業ポイント等の施設の整備を促進する。

イ 林業機械作業システムの確立等

林業生産性の向上、労働安全性の確保及び労働強度の軽減を図るため、スイングヤーダやプロセッサを活用した列状間伐等の実施や環境負荷の低減にも配慮した非皆伐施業に対応した新たな作業システムの確立及び普及に努める。

さらに、**現地の作業条件に応じた作業システムを効率的に展開できるオペレーターの養成、機械作業に必要な路網や作業ポイントの整備を推進するとともに、(1)の森林の経営の受委託等による森林の経営規模の拡大及び森林施業の共同化を促進することにより、高性能林業機械等の効率的な稼働に必要な事業量の安定的確保に努める。**

(5) 林産物の利用の促進のための施設の整備に関する方針

ア 木材産業に係る施設等の整備

**ウッドショックの影響による木材の輸入に係るリスクの顕在化等を背景とした国産材需要の高まりに応えるため、木材の安定供給及び品質の確かな製品の加工流通体制が重要となっている。**

このことから、木材生産に必要な高性能林業機械やJAS製品の生産拡大を図るための施設整備、製材プレカット工場の生産・出荷管理の効率化、県産木材の新たな供給体制（サプライチェーン）の構築に向けた支援を行う。

また、カーボンニュートラル推進の観点から再生可能エネルギーの推進を図るための木質バイオマス発電施設の整備を推進する。

さらに、合法的に伐採されたことが確認できた木材・木材製品を消費者・実需者が選択できるよう、合法伐採木材等の流通及び利用について、関係者一体となって推進するよう努める。

## 4 森林の保全について

- ・「第4 森林の保全に関する事項」関係（「第6 計画量等」含む）

### （1）森林の土地の保全について

#### ① 前計画からの変更点（計画書P51）

危険な盛土による災害の防止や林地開発申請箇所の監視を強化するため、以下（**朱書き**）のとおり加筆しています。

計画書 P51

#### （3）土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

ア 土砂の切取、盛土等を行う場合には、気象、地形、地質等の自然的条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的及び内容を総合的に勘案し、実施地区の選定を適切に行うものとする。

**また、盛土等による災害から県民の生命・身体を守るため、「宅地造成及び特定盛土等規制法」の順守指導や林地開発申請箇所のパトロールを行うものとする。**

イ 土砂の流出又は崩壊、水害等の災害の発生をもたらし、又は地域における水源の確保や環境の保全に支障を及ぼすことのないよう、その態様等に応じ、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の防災施設、水の適切な処理のための調整池及び排水施設を設置するとともに、環境保全のための森林の適正な配置等、適切な保全措置を講ずるものとする。

ウ 開発許可を要する規模の開発を行う場合は、周辺に著しい影響を及ぼすことのないよう「熊本県林地開発許可制度実施要項」等により適切に行うものとする。その際、太陽光発電施設の設置にあたっては、太陽光パネルによる地表面の被覆により雨水の浸透能や景観に及ぼす影響が大きいこと等の特殊性や**令和5年（2023年）4月1日から太陽光発電設備の設置を目的とした土地の形質変更を行う場合、その面積が0.5haを超えるものについて開発許可の対象として追加されたことを踏まえ、開発行為の許可基準に基づき適正な運用を行うとともに、地域住民の理解を得る取組の実施等に配慮することとする。**

なお、開発許可を要しない小規模な開発についても、森林法に基づく「伐採及び伐採後の造林の届出」制度の運用等により、適切に行うものとする。

## (2) 保安林について

### ① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10ヵ年：R1～R10年度】における前半5ヵ年【R1～R5年度】実行結果			
項目	計画	実行	実行率
保安林面積(期末)	6,549 ha	6,359 ha	97%

保安林指定面積（累計）は、計画の6,549haに対し6,359haとなり、若干計画を下回った指定面積となりました。

今後も、土砂流出抑止や水源涵養等の森林の公益的機能の更なる発揮に期待が高まっていることを踏まえ、地域ごとに森林に求められる役割を勘案し指定を進めていく必要があります。

### ② 今回計画量（計画書P59～60）

保安林として管理すべき森林の種類別の計画期首面積・計画面積・期末面積を変更（R1～R10→R6～R15）しています。

	計画期首の保安林面積 ①	区分	計画面積		計画期末の保安林面積 ①+②-③
			指定 ②	解除 ③	
総数	6,359ha	総数	653ha	2ha	7,012ha
		前半5ヵ年	326ha	2ha	6,685ha
水源涵養のための保安林	4,874ha	総数	312ha	2ha	5,186ha
		前半5ヵ年	156ha	2ha	5,030ha
災害防備のための保安林	1,420ha	総数	341ha	0ha	1,761ha
		前半5ヵ年	170ha	0ha	1,590ha
保健、風致の保存等のための保安林	65ha	総数	0ha	0ha	65ha
		前半5ヵ年	0ha	0ha	65ha

注) 2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、種類別面積の合計と総数（実面積）は一致しない。

### (3) 治山事業について

#### ① 前計画の実行結果の概要及びその評価（計画書P13～14）

前計画【10ヵ年：R1～R10年度】における前半5ヵ年【R1～R5年度】 実行結果			
項目	計画	実行	実行率
治山事業施行地区	143地区	91地区	64%

治山事業の実施地区数は、計画の143地区に対し91地区(実行率64%)となりました。

本計画区の7割が火山灰土等の特殊土壌地帯であり、また急峻な地形が多いという現状を踏まえ、平成28年度熊本地震や集中豪雨などにより発生した山地災害の復旧、予防対策や水源地域における森林再生対策などに今後とも優先順位を定めながら計画的に取り組む必要があります。

#### ② 今回計画量（計画書P62～63）

治山事業の計画量を変更しています。

区分	前計画 【R1～R10年度】	今回計画 【R6～R15年度】	増減	増減理由
総数	228地区	232地区	4地区増	豪雨災害の復旧に対応するための増
前半5ヵ年	143地区	151地区	8地区増	

#### (4) 森林の保護について

① 前計画からの変更点（計画書P54）

森林火災防止のための周知について、以下（朱書き）のとおり加筆しています。

計画書 P54

(3) 林野火災の予防の方針

林野火災の原因のほとんどは不注意な火の取扱い等の人為的なものであるため、林業従事者や工事関係者、森林レクリエーションのための入林者等に対し、強風時や乾燥期におけるたき火や火入れの防止、後始末の徹底等の周知を図ることとする。

林野火災等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事防止に係る標識の設置を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進することとする。

また、地ごしらえ等のため火入れを実施する場合には、火入れに関する条例及び市町村森林整備計画に定める留意事項に従うこととする。

## 地域森林計画変更計画（案）の概要

### （白川・菊池川、球磨川、天草地域森林計画）

#### 1 「第1 計画の対象とする森林の区域」関係

林地開発行為の完了や新規植林等により森林の現況に変動が生じたため、計画対象森林の区域（面積）を変更しています。（各地域森林計画変更計画書P2）

計画区	森林面積の数量			変更理由
	変更前	変更後	増減	
白川・菊池川	114,560 ha	114,139 ha	421ha減	林地開発等による森林以外への転用、地域森林計画対象森林以外の土地への造林等により、森林区域を見直したため ※森林クラウドシステムの面積再計算による増減を含む
球磨川	170,738 ha	170,494 ha	244ha減	
天草	56,867 ha	56,860 ha	7 ha減	

#### 2 「第6 計画量等」関係

##### （1）伐採立木材積、間伐面積及び造林面積

全国森林計画の計画量の見直しに伴い、計画量を変更しております。

計画区	白川・菊池川			球磨川			天草		
	変更前	変更後	増減量	変更前	変更後	増減量	変更前	変更後	増減量
伐採立木材積 (千m <sup>3</sup> )	7,170	6,977	▲ 193	10,658	9,781	▲ 877	1,920	1,779	▲ 141
主伐	3,915	4,698	783	6,443	6,830	387	870	1,044	174
間伐	3,255	2,297	▲ 958	4,215	2,951	▲ 1,264	1,050	735	▲ 315
間伐面積(ha)	32,555	22,795	▲ 9,760	46,832	32,789	▲ 14,043	13,125	9,188	▲ 3,937
造林面積(ha)	9,435	11,959	2,524	16,147	18,356	2,209	3,223	3,724	501
人工造林	7,995	10,322	2,327	12,634	14,271	1,637	2,227	2,691	464
天然更新	1,440	1,637	197	3,513	4,085	572	996	1,033	37

##### （2）林道の開設及び拡張に関する計画

計画区	市町村名	路線名	開設 拡張	変更の数量 (m)			変更理由
				変更前	変更後	増減	
白川・菊池川	南関町	福山二城山線	開設	853	2,200	+1,347	開設計画の測量成果による増
	菊池市	菊池人吉線	拡張	24	51	+27	改良計画の追加による増
	菊池市	八方ヶ岳線	拡張	491	542	+51	改良計画の追加による増
	菊池市	鞍岳線	拡張	79	143	+64	改良計画の追加による増
	菊池市	竜門線	拡張	427	443	+16	改良計画の追加による増
	菊池市	日生野1号線	拡張	0	18	+18	改良計画の追加による増
	菊池市	津江道線	拡張	0	27	+27	改良計画の追加による増
	菊池市	権現山線	拡張	0	20	+20	改良計画の追加による増
	菊池市	赤崩線	拡張	0	10	+10	改良計画の追加による増
	菊池市	獅子ヶ城線	拡張	0	5	+5	改良計画の追加による増
	大津町	菊池人吉線	拡張	3,670	3,366	-304	一部町道への編入による減

計画区	市町村名	路線名	開設 拡張	変更の数量 (m)			変更理由
				変更前	変更後	増減	
球磨川	水俣市	榎迫支線	開設	1,220	2,707	+1,487	開設計画の増
	相良村	夜狩尾線	拡張	0	11	+11	改良計画の追加による増
	相良村	黒石平川線	拡張	0	29	+29	改良計画の追加による増
	球磨村	川島大岩線	拡張	0	70	+70	改良計画の追加による増

※拡張計画：既設林道の法面改良や舗装

### (3) 治山事業に関する計画

計画区	治山事業の数量			変更理由
	変更前	変更後	増減	
白川・菊池川	447地区	464地区	17地区増	豪雨災害の復旧に対応するための増
球磨川	396地区	431地区	35地区増	
天草	152地区	152地区	—	

## 森林保全部会の審議結果について

### 1 令和5年（2023年）2月3日開催

○太陽光発電施設の設置に係る林地開発許可（菊池郡大津町）・・・2

### 2 令和5年（2023年）6月2日開催

○風力発電所の建設に係る林地開発許可

（天草郡苓北町及び天草市）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

#### 【審議結果総括】

以上の許可申請について、森林法第10条の2第2項各号に掲げる要件である、開発行為により当該森林の周辺地域において、土砂災害や水害の発生のおそれがないか、水の確保や環境に著しい影響がないか等について審議した結果、いずれも林地開発許可基準を満たした事業計画であると認められた。

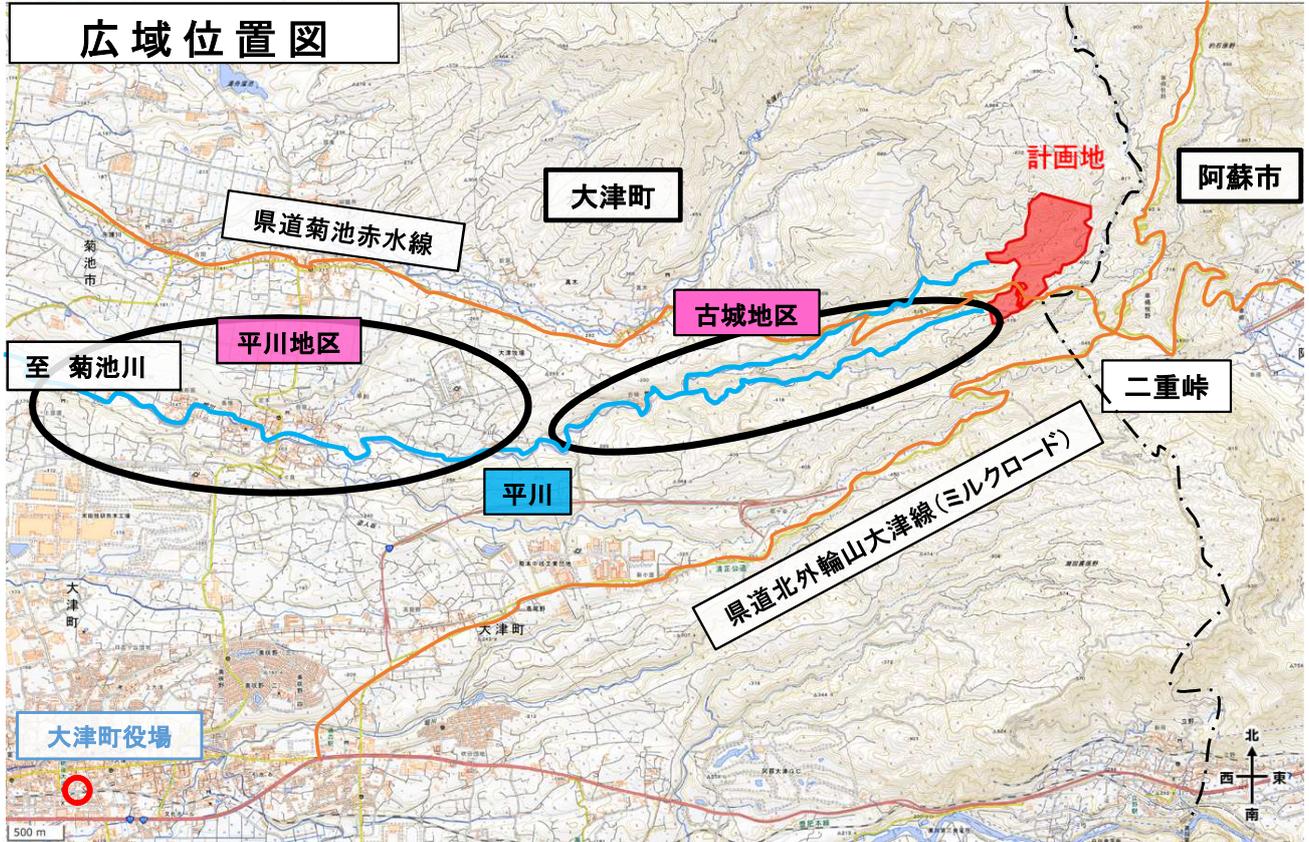
併せて両案件とも、事業実施の確実性、関係市町の意見に対する対策、利害関係者との協定締結を確認できたことから、「許可は適当である」旨、森林審議会長に報告した。

【参考】 関係法令(抜粋)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

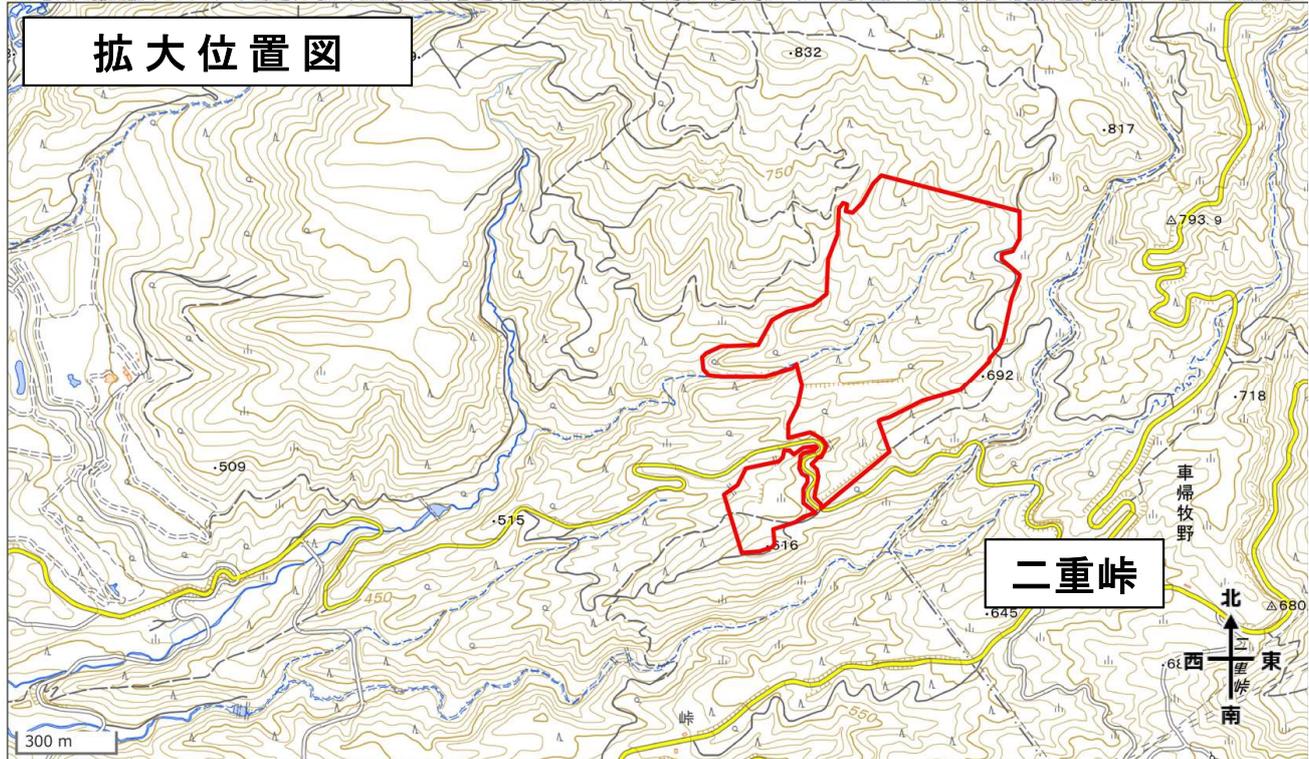
## 開発行為概要

1	開発行為者	住所	東京都千代田区丸の内三丁目1番1号東京共同会計事務所内
		商号	熊本大津ソーラーパーク 合同会社
2	開発行為地	菊池郡大津町大字古城字四番東原968番20ほか4筆	
3	目的	太陽光発電施設の設置(約29.4MW(メガワット))	
4	開発面積	事業区域:44ha(開発行為に係る森林面積:25ha)	
5	開発行為の予定期間	令和7年(2025年)3月31日まで	

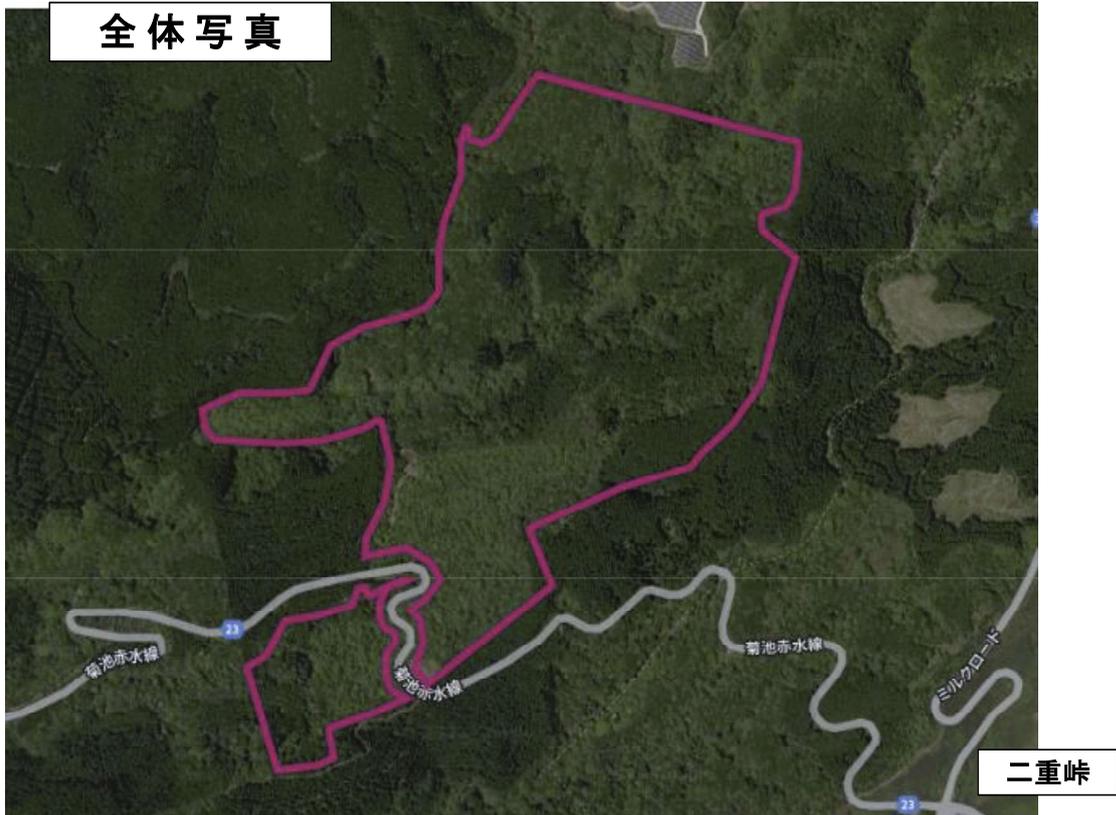
### 広域位置図



### 拡大位置図



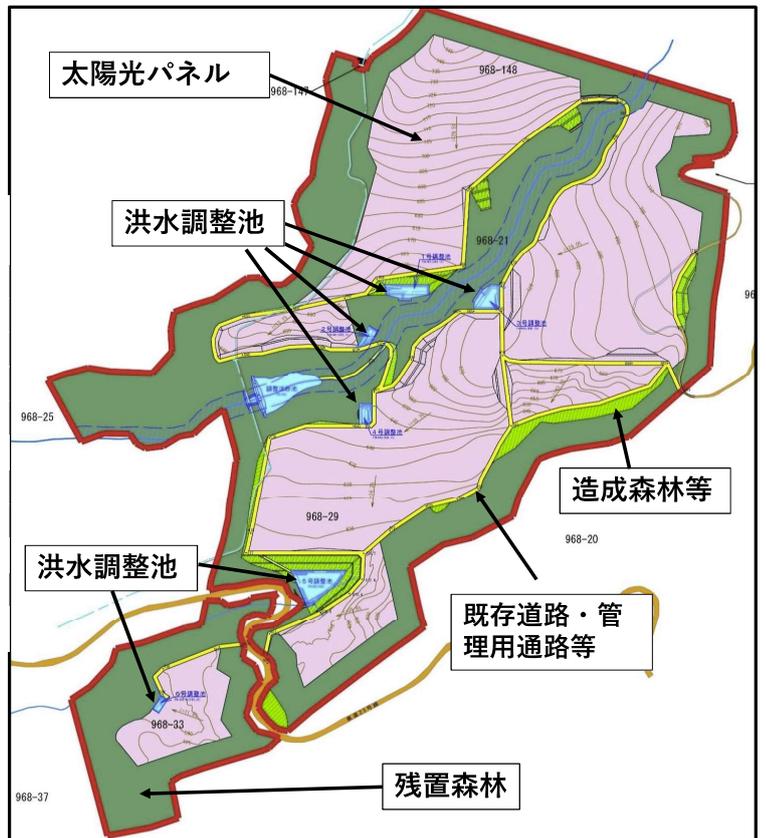
# 全体写真



# 土地利用計画平面図

## 凡例

名称	種別	面積 (ha)
太陽光パネル		20.6790
洪水調整池		0.7984
造成森林等		1.3862
既存道路・管理用通路等		1.8103
開発行為に係る森林		24.6739
残置森林		19.2649
開発行為をしようとする森林		43.9388
事業区域		43.9388







## 【参考】関係法令(抜粋)

### ●森林法

(開発行為の許可)

**第十条の二** 地域森林計画の対象となつている民有林(第二十五条又は第二十五条の二の規定により指定された保安林並びに第四十一条の規定により指定された保安施設地区の区域内及び海岸法(昭和三十一年法律第百一号)第三条の規定により指定された海岸保全区域内の森林を除く。)において開発行為(土石又は樹根の採掘、開墾その他の土地の形質を変更する行為で、森林の土地の自然的条件、その行為の態様等を勘案して政令で定める規模をこえるものをいう。以下同じ。)をしようとする者は、農林水産省令で定める手続に従い、都道府県知事の許可を受けなければならない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

- 一 国又は地方公共団体が行なう場合
  - 二 火災、風水害その他の非常災害のために必要な応急措置として行なう場合
  - 三 森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業で農林水産省令で定めるものの施行として行なう場合
- 2** 都道府県知事は、前項の許可の申請があつた場合において、次の各号のいずれにも該当しないと認めるときは、これを許可しなければならない。
- 一 当該開発行為をする森林の現に有する土地に関する災害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域において土砂の流出又は崩壊その他の災害を発生させるおそれがあること。
  - 一の二 当該開発行為をする森林の現に有する水害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水害を発生させるおそれがあること。
  - 二 当該開発行為をする森林の現に有する水源のかん養の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域における水の確保に著しい支障を及ぼすおそれがあること。
  - 三 当該開発行為をする森林の現に有する環境の保全の機能からみて、当該開発行為により当該森林の周辺の地域における環境を著しく悪化させるおそれがあること。
- 3** 前項各号の規定の適用につき同項各号に規定する森林の機能を判断するに当たつては、森林の保続培養及び森林生産力の増進に留意しなければならない。
- 4** 第一項の許可には、条件を附することができる。
- 5** 前項の条件は、森林の現に有する公益的機能を維持するために必要最小限度のものに限り、かつ、その許可を受けた者に不当な義務を課することとなるものであつてはならない。
- 6** 都道府県知事は、第一項の許可をしようとするときは、都道府県森林審議会及び関係市町村長の意見を聴かなければならない。

### ●熊本県林地開発許可制度実施要項

(設計・審査基準)

**第八条** 知事は、前条第1項(※許可の申請)及び第16条(※開発行為の計画の変更)に定める申請があつたときは、法第10条の2第2項及び第3項の規定によるほか、「林地開発許可設計・審査基準(別記2)」に従って審査するものとする。

### ●熊本県森林審議会森林保全部会運営要領

(報告)

**第五条** 部会長は、部会の決議事項の要旨を森林審議会に報告しなければならない。